

第167回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区京橋二丁目1番3号
京橋トラストタワー4F
トラストシティ カンファレンス・京橋

- 議案**
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績賞与及び譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
 - 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

IR説明会開催のお知らせ（オンライン）

1. 開催日時 2026年7月9日（木）※
 2. URL等詳細 後日当社ホームページにて開示いたします
 3. 説明者 代表取締役社長 井上 雄介
取締役専務執行役員 CFO経営管理本部長 山口 正明
- ※ 開催後、2026年7月10日～2027年1月9日（予定）の期間において、説明会動画のオンデマンド配信を予定しております。

目次

ごあいさつ	1
第167回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	13
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績賞与及び譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	20
第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	25
事業報告	27
連結計算書類	48
計算書類	50
監査報告	52
定時株主総会会場ご案内図	

ごあいさつ



代表取締役社長
井上 雄介

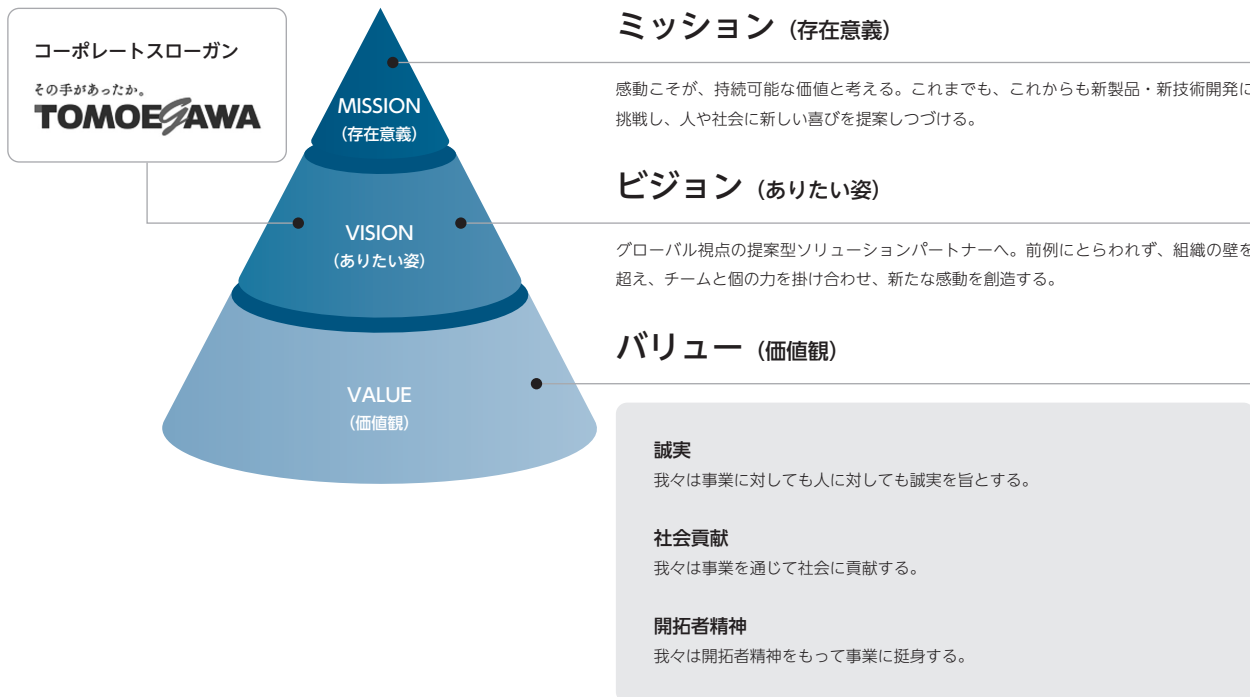
株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第167回定時株主総会を6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第167期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

当社は、下記の経営理念のもと、ミッションである「これまでも、これからも新製品・新技術開発に挑戦し、人や社会に新しい喜びを提案しつづける」の実現を目指して、当社グループ社員一丸となり、企業価値の向上を図ってまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月



株主各位

証券コード 3878
2026年6月5日
東京都中央区京橋二丁目1番3号

株式会社巴川コーポレーション
代表取締役社長 井上 雄介

第167回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第167回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tomoegawa.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3878/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「巴川コーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「3878」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4F トラストシティ カンファレンス・京橋
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第167期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>2. 第167期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績賞与及び譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p> <p>第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件</p>
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④計算書類の株主資本等変動計算書
 - ⑤計算書類の個別注記表

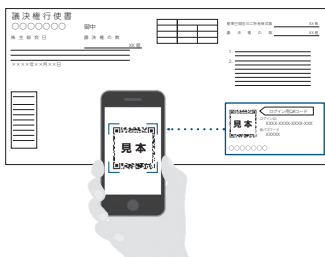
なお、監査等委員会及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

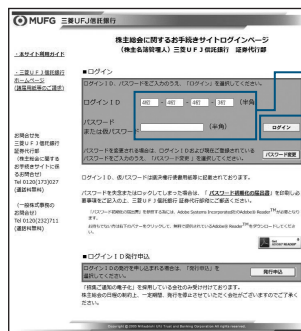
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	属性
1	井上 善雄	男性	代表取締役会長CEO	13/13回 (100%)	再任
2	井上 雄介	男性	代表取締役社長COO兼CTO	13/13回 (100%)	再任
3	山口 正明	男性	取締役専務執行役員CFO経営管理本部長兼経営企画本部管掌兼TOPPAN・TOMOEGAWAオペティカルフィルム株式会社管掌	13/13回 (100%)	再任
4	林 隆一	男性	取締役社長補佐兼業務本部管掌兼技術本部管掌	13/13回 (100%)	再任
5	遠藤 仁	男性	社外取締役	11/13回 (84%)	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者

候補者番号

1

いのうえ よしお
井上 善雄

再任

生年月日

1964年11月8日生

所有する当社の株式数

普通株式 10,678株

取締役会への出席状況

13/13回

(出席率100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
1998年 3月	当社入社
1999年 6月	当社取締役
2000年 3月	当社常務取締役
2002年 6月	当社代表取締役社長
2003年 1月	当社CEO（現任）
2007年 6月	日本山村硝子株式会社社外取締役
2012年 6月	戸田工業株式会社社外取締役
2014年 5月	昌栄印刷株式会社取締役相談役
2016年 6月	日成ビルド工業株式会社社外取締役
2017年 4月	学校法人城北学園理事長（現任）
2018年 5月	昌栄印刷株式会社取締役会長（現任）
2018年10月	株式会社スペースバリューホールディングス社外取締役
2024年 4月	TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Director
2026年 4月	当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

昌栄印刷株式会社取締役会長
学校法人城北学園理事長

取締役候補者とした理由

2002年に代表取締役社長に就任し、精力的に当社グループの現状を把握し各事業を束ねて変革を実現する強いリーダーシップと、経営に関する高い見識とを兼ね備えております。第168期は、代表取締役会長CEOとして、当社グループの長期ビジョンの構築と実行を主導する重大な職責を担うことが期待できるものと考えております。

候補者番号 2

いのうえ ゆうすけ
井上 雄介

再任

生年月日

1973年10月22日生

所有する当社の株式数

普通株式 109,900株

取締役会への出席状況

13/13回

(出席率100%)

略歴、当社における地位及び担当

1997年 4月	三菱商事株式会社入社
2006年 4月	当社入社
2009年 4月	巴川香港有限公司Director
2009年 4月	TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.Director
2011年 5月	昌栄印刷株式会社代表取締役社長
2011年 5月	昌栄印刷香港有限公司董事
2011年 5月	日本カード株式会社取締役
2011年 5月	大福カード株式会社代表取締役社長
2014年 5月	当社執行役員営業推進本部長
2014年 5月	昌栄印刷株式会社代表取締役会長
2014年 9月	株式会社TFC（2020年4月日本ゼオン株式会社に吸収合併）取締役
2016年 4月	当社上席執行役員事業開発本部長
2017年 4月	当社常務執行役員CTO（CTOにつき現任）
2017年 6月	当社取締役
2018年 5月	昌栄印刷株式会社取締役
2020年 4月	当社iCasカンパニー長兼開発本部長
2021年 5月	三和紙工株式会社取締役会長
2021年 5月	日本理化製紙株式会社（現株式会社NichiRica）取締役会長（現任）
2022年 4月	当社専務執行役員
2023年 5月	三和紙工株式会社取締役
2024年 4月	当社iCasカンパニー長
2024年 5月	三和紙工株式会社取締役会長（現任）
2025年 4月	当社技術本部管掌
2026年 4月	当社代表取締役社長COO（現任）

重要な兼職の状況

三和紙工株式会社取締役会長
株式会社NichiRica取締役会長

取締役候補者とした理由

大手商社での経験や子会社経営の実績から、経営全般、営業・マーケティング及び研究・開発の各分野における幅広い知見を有しており、2026年4月1日付で当社代表取締役社長に就任いたしました。第168期は、引き続き、当社CTO（最高技術責任者）として、新製品の開発、量産立上げ及び横展開を強気に牽引し、事業価値向上を実現するとともに、2026年4月にスタートした第9次中期経営計画を当社グループの事業全体を統括するCOO（最高執行責任者）として遂行する重大な職責を担うことが期待できるものと考えております。

候補者番号 3

やまぐち まさあき
山口 正明

再任

生年月日

1963年3月15日生

所有する当社の株式数

普通株式 4,300株

取締役会への出席状況

13/13回

(出席率100%)

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
2003年1月	アサヒプリテック株式会社（現ジャパンウエイスト株式会社）入社
2006年7月	当社入社
2009年4月	当社執行役員経営戦略本部長
2014年4月	当社常務執行役員CFO
2014年5月	当社TTOF・TFC管掌
2014年6月	当社取締役（現任）
2014年6月	当社コンプライアンス委員会委員長
2014年8月	日彩控股有限公司董事
2017年5月	昌栄印刷株式会社取締役
2018年1月	昌栄印刷株式会社代表取締役社長
2020年10月	当社常務執行役員CFO経営戦略本部長
2021年4月	当社専務執行役員CFO経営戦略本部長（専務執行役員CFOにつき現任）
2021年4月	昌栄印刷株式会社取締役
2025年4月	当社TOPPAN・TOMOEGAWAオプティカルフィルム株式会社管掌（現任）
2026年4月	当社経営管理本部長兼経営企画本部管掌（現任）
2026年4月	TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Director（現任）

重要な兼職の状況

TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Director（現任）

取締役候補者とした理由

米国におけるMBAの学位を有するなど財務・会計に関する高度な知識を有し、当社CFO（最高財務責任者）経営管理本部長として、当社の経営戦略の立案及び遂行に主導的な役割を果たしております。第168期は、2026年4月にスタートした第9次中期経営計画を着実に実行することにより、企業価値向上を実現する役割が期待できるものと考えております。

候補者番号 4

はやし
林
りゅういち
隆一

再任

生年月日

1958年12月14日生

所有する当社の株式数

普通株式 5,200株

取締役会への出席状況

13/13回

(出席率100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 2月	デュポンジャパンリミテッド (現デュポンジャパン株式会社) 入社
1988年 3月	E.I. du Pont de Nemours and Company The Experimental Station Polymer Products Department 出向
1994年 4月	デュポンジャパンリミテッド (現デュポンジャパン株式会社) 合成樹脂事業部研究開発部宇都宮技術室室長
1998年 1月	同社エンジニアリングポリマー事業部研究開発部部长
2001年 7月	同社エンジニアリングポリマー事業部営業部電気電子関連部部长
2006年 4月	同社エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディベロップメントマネージャー
2007年11月	デュポン株式会社 (現デュポンジャパン株式会社) 社長室室長兼経営企画部部长
2009年11月	同社執行役員技術・研究開発/経営企画担当
2014年 9月	同社常務執行役員技術開発本部本部長、安全衛生環境部、プロダクトスチユワードシップ&レギュラトリー、インダストリアルパイオサイエンス事業部管掌
2016年 6月	当社顧問
2016年 9月	学校法人芝浦工業大学教授
2017年 6月	当社社外取締役
2019年 6月	当社取締役画像材料事業部管掌兼事業部開発管掌
2020年 4月	当社取締役常務執行役員パウダーテクノロジーカンパニー長
2021年 4月	国立大学法人広島大学特任教授 (現任)
2023年 4月	当社取締役専務執行役員パウダーテクノロジーカンパニー長
2024年 4月	当社取締役社長補佐 (現任)
2025年 4月	当社業務本部管掌 (現任)
2026年 4月	当社技術本部管掌 (現任)

重要な兼職の状況

国立大学法人広島大学特命教授

取締役候補者とした理由

グローバルな大手化学会社において研究開発、営業、事業企画等の重職を歴任後、大学教授などに就任し、経営全般、グローバルな企業活動及び研究・開発の各分野における幅広い知見を有しております。第168期は、新たに技術本部管掌として当社製造設備の安定稼働により全社事業活動を下支えするとともに、引き続き、業務本部管掌として業務生産性の向上による企業価値向上及び代表取締役社長を補佐する役割を期待できるものと考えております。

候補者番号

5

えんどう
遠藤

じん
仁

再任

社外

独立

生年月日

1960年4月17日生

所有する当社の株式数

一株

取締役会への出席状況

11/13回

(出席率84%)

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）入社
2005年4月	同社エレクトロニクス事業本部事業戦略本部事業戦略部部長
2010年4月	同社本社製造・技術・研究本部技術経営センター技術戦略部部長兼事業推進センターセンター長
2011年4月	同社本社事業開発・研究本部事業開発センターセンター長
2016年4月	株式会社オルタステクノロジー代表取締役社長
2019年4月	凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）執行役員エレクトロニクス事業本部オルタス事業部長
2019年7月	同社執行役員エレクトロニクス事業本部オルタス事業部長兼技術戦略室長
2019年10月	同社執行役員技術戦略室長
2020年4月	同社執行役員技術戦略室長兼事業開発本部部長
2020年6月	当社社外取締役（現任）
2021年4月	凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）常務執行役員技術戦略室長兼事業開発本部部長
2022年4月	同社常務執行役員技術戦略室長兼事業開発本部部長兼知的財産本部担当
2023年10月	TOPPANホールディングス株式会社常務執行役員技術戦略室長兼事業開発本部部長兼知的財産本部担当
2023年10月	TOPPAN株式会社常務執行役員技術戦略室長兼事業開発本部部長兼知的財産本部担当
2026年4月	TOPPANホールディングス株式会社常務執行役員事業開発本部担当（現任）
2026年4月	TOPPAN株式会社常務執行役員事業開発本部担当（現任）

重要な兼職の状況

TOPPANホールディングス株式会社常務執行役員事業開発本部担当

TOPPAN株式会社常務執行役員事業開発本部担当

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤氏は、エレクトロニクス事業も手掛ける大手印刷会社において事業戦略や事業開発等の重職を歴任し、これらの豊富な実務経験と高い識見を活かして、当社の経営体制の更なる強化と特に事業戦略や事業開発等について取締役の職務執行に対する監督及び有益な助言等をいただくことが期待できるものと考えております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者遠藤仁氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 取締役候補者遠藤仁氏は当社の主要株主であるTOPPANホールディングス株式会社及び同社の子会社であるTOPPAN株式会社の業務執行者であります。当社はTOPPANホールディングス株式会社及びTOPPAN株式会社と製品の販売等の取引を行っておりますが、取引額は、当社連結売上高の1%未満に相当し（第167期実績）、当社の定める独立性の判断に関する基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断しております。
 4. 取締役候補者遠藤仁氏は、当社の社外取締役に就任して本総会終結の時までで6年であります。
 5. 当社は、取締役候補者遠藤仁氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 6. 当社と取締役候補者遠藤仁氏とは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 8. 取締役候補者井上善雄氏が代表取締役を務める資産管理会社・株式会社井上ホールディングスが、当社株式631千株を所有しております。

第2号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	属性
1	おおむろ 大室のり子	女性	常勤監査等委員 監査等委員会委員長	再任
2	さめじま 鮫島正洋	男性	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	すずき 鈴木健一郎	男性	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者

候補者番号

1

おおむろ
大室 のり子
こ

再任

生年月日

1964年7月14日生

所有する当社の株式数

一株

取締役会への出席状況

13/13回

(出席率100%)

監査等委員会への出席状況

19/19回

(出席率100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 都築電気工業株式会社（現都築電気株式会社）入社
1993年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年4月 公認会計士登録
2015年7月 当社出向経営戦略本部経理グループ
2018年4月 当社入社経営戦略本部経理グループシニアスタッフ
2019年7月 巴川映像科技（惠州）有限公司監事
2019年7月 日彩映像科技（九江）有限公司監事
2019年7月 巴川（広州）国際貿易有限公司監事
2019年7月 日彩控股有限公司董事
2022年4月 当社経営戦略本部長付シニアスタッフ
2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員・監査等委員会委員長）（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

大室氏は、大手監査法人出身の公認会計士で、監査業務等の豊富な経験を通じて財務会計、企業経営に関する高い専門性を有しております。当社入社後は、経理部門及び経営戦略本部長付スタッフとして様々なコーポレートアクションの実行及び当社経営戦略実現に大きく貢献してまいりました。今後も、理論及び実務経験の両方から取締役会の意思決定の適正性について、貴重な助言をいただけるものと考えております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、同委員会での審議を通じて当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

2

さめじま まさひろ
鮫島 正洋

再任

社外

独立

生年月日

1963年1月8日生

所有する当社の株式数

普通株式 4,000株

取締役会への出席状況

13/13回

(出席率100%)

監査等委員会への出席状況

18/19回

(出席率94%)

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 藤倉電線株式会社（現株式会社フジクラ）入社
1992年3月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
1992年3月 弁理士登録
1999年4月 弁護士登録
2000年3月 松尾綜合法律事務所（現弁護士法人松尾綜合法律事務所）入所
2004年7月 内田・鮫島法律事務所（現弁護士法人内田・鮫島法律事務所）代表パートナー（現任）
2005年6月 当社社外監査役
2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鮫島氏は、弁理士、弁護士であるとともに、企業の知財部門での豊富な経験を活かし、社外取締役の立場で外部的視点に立って経営に関与していただいております。今後とも、引き続き理論及び実務経験の両方から知財戦略及び取締役会の意思決定の適正性について、貴重な助言をいただけるものと考えております。なお、同氏は弁護士法人の代表者として会社に準じる組織の運営に関与しており、上記の理由も踏まえて、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、同委員会での審議を通じて当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

3

すずき けんいちろう
鈴木 健一郎

再任

社外

独立

生年月日

1975年7月13日生

所有する当社の株式数

－株

取締役会への出席状況

12／13回

(出席率92%)

監査等委員会への出席状況

18／19回

(出席率94%)

略歴、当社における地位及び担当

2000年4月	日本郵船株式会社入社
2000年7月	鈴与商事株式会社取締役（現任）
2000年11月	鈴与株式会社取締役
2013年4月	鈴与株式会社専務取締役
2013年4月	エスエスケイフーズ株式会社代表取締役社長
2015年4月	エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長（現任）
2015年6月	当社社外監査役
2015年11月	鈴与株式会社代表取締役社長（現任）
2015年11月	鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長
2016年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年1月	株式会社エスパルス代表取締役会長（現任）
2018年11月	株式会社鈴与総合研究所代表取締役社長（現任）
2019年12月	清水食品株式会社代表取締役会長（現任）
2020年11月	鈴与ホールディングス株式会社代表取締役会長（現任）
2021年2月	鈴与グループファイナンス株式会社代表取締役会長（現任）
2022年3月	鈴与マネジメントサービス株式会社代表取締役会長（現任）
2022年6月	鈴与興産株式会社代表取締役（現任）
2022年6月	鈴与システムテクノロジー株式会社代表取締役会長（現任）
2023年10月	リファシシステムジャパン株式会社代表取締役（現任）
2023年10月	東西運輸株式会社代表取締役（現任）
2023年11月	鈴与カーゴネット株式会社代表取締役会長（現任）
2024年6月	清水埠頭株式会社代表取締役社長（現任）
2024年9月	駿河湾曳船株式会社代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

鈴与商事株式会社取締役
エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長
鈴与株式会社代表取締役社長
株式会社エスパルス代表取締役会長
株式会社鈴与総合研究所代表取締役社長
清水食品株式会社代表取締役会長
鈴与ホールディングス株式会社代表取締役会長
鈴与グループファイナンス株式会社代表取締役会長
鈴与マネジメントサービス株式会社代表取締役会長
鈴与興産株式会社代表取締役
鈴与システムテクノロジー株式会社代表取締役会長
リファシシステムジャパン株式会社代表取締役
東西運輸株式会社代表取締役
鈴与カーゴネット株式会社代表取締役会長
清水埠頭株式会社代表取締役社長
駿河湾曳船株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木氏は、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役を歴任して得られた経営経験を活かし、社外取締役の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。今後とも、引き続き有用な助言・提言を期待できるとともに、経営体制の更なる強化とより透明性の高い経営実現への寄与を期待できるものと考えております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、同委員会での審議を通じて当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
- (1) 取締役候補者大室のり子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - (2) 取締役候補者鮫島正洋氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナーを兼務しており、当社は同所への法律事務委任取引等を行っております。
 - (3) 取締役候補者鈴木健一郎氏は、鈴与株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社への物流委託取引を行っております。
 - (4) 取締役候補者鈴木健一郎氏は、清水埠頭株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社への産業廃棄物処理委託取引を行っております。
2. 取締役候補者鮫島正洋及び鈴木健一郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 取締役候補者鮫島正洋氏は当社取引先である弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナーであります。当社と同所との取引額は合計しても当社連結売上高の1%未満に相当し（第167期実績）、当社の定める独立性の判断に関する基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断しております。
 4. 取締役候補者鈴木健一郎氏は当社取引先である鈴与株式会社、鈴与商事株式会社、中日本バンリース株式会社、株式会社エスパルス、清水埠頭株式会社の業務執行者であります。当社とこれらの会社との取引額は合計しても当社連結売上高の1%未満に相当し（第167期実績）、当社の定める独立性の判断に関する基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断しております。
 5. 取締役候補者鮫島正洋及び鈴木健一郎の両氏は、当社の社外取締役に就任して本総会終結の時までで10年であります。また、両氏は、当社の社外取締役就任前に当社の監査役であったことがあります。
 6. 当社は、取締役候補者鮫島正洋及び鈴木健一郎の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 7. 当社と取締役候補者大室のり子氏、鮫島正洋及び鈴木健一郎の3氏とは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏それぞれとの間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス (本定時株主総会において各取締役候補者が選任された場合)

当社は、企業戦略の立案・実行、適切な経営管理に加え、当社理念・目指す事業の方向性に鑑み、以下に記載した知識・経験・能力を特に重要と考えております。

氏名	現在の当社における 地位・担当	独立 性	指名・報酬 諮問委員会	当社が特に期待する分野 (最大3分野)					
				①	②	③	④	⑤	⑥
				経営	財務・会計	法務・リス ク・コンプラ イアンス	グローバル (国際性)	営業・マーケ ティング	研究・開発
井上善雄	代表取締役会長CEO			○			○	○	
井上雄介	代表取締役社長COO兼CTO			○				○	○
山口正明	取締役専務執行役員CFO経営 管理本部長兼経営企画本部管掌 兼TOPPAN・TOMOEGAWAオ プティカルフィルム株式会社管 掌			○	○	○			
林隆一	取締役社長補佐兼業務本部管掌 兼技術本部管掌			○			○		○
遠藤仁	社外取締役	○		○				○	○
大室のリ子	取締役 (常勤監査等委員・監査 等委員会委員長)		○	○	○				
鮫島正洋	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○	○				○
鈴木健一郎	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○			○	○	

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績賞与及び譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2024年6月26日開催の第165回定時株主総会において、年額240百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行い、取締役に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、以下のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）を付与の対象とする業績賞与制度（以下「本制度Ⅰ」という。）及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」という。）を導入することといたしたいと存じます。

当社は、今般の役員報酬制度の見直しにあたって、2026年5月22日開催の取締役会において、本定時株主総会で本議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を2026年6月25日付で改訂することを決定しております。変更後の決定方針の概要は、本議案末尾の<ご参考1>に記載のとおりです。

なお、本議案は、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

また、本議案は、監査等委員会において検討がなされ、指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

【本制度Ⅰ（業績賞与制度）の内容】

本制度Ⅰは、各対象取締役に対し、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、対象事業年度の業績に応じて以下の計算式により業績賞与を支給する制度であります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定することといたします。

なお、【本制度Ⅰ（業績賞与制度）の内容】は、変更後の決定方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために合理的な内容となっており、相当なものであると判断しております。

また、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度Ⅰが適用される取締役は3名となります。

■計算式

連結経常利益×役員別乗率（下表）

■業績賞与 役員別乗率

会長	0.37%
社長	0.40%
副社長	0.39%
専務	0.37%
常務	0.32%
上席執行役員	0.24%
執行役員	0.22%

※上表の乗率にて算出した賞与金額に対し、以下の場合、次の乗率で算出した金額を加算する。

(1) 代表権：賞与金額×0.3倍

(2) CXO指名：CEO、COO＝ 賞与金額×0.3倍

※当該連結経常利益が1億円未満となった場合、全対象者の役員別乗率は、0とする。

※当該連結経常利益が45億円を上回る場合は、45億円を計算基準額とする。

【本制度Ⅱ（譲渡制限付株式報酬制度）の内容】

本制度Ⅱは、対象取締役に対し、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件に譲渡制限を解除する等のために服する当社普通株式（譲渡制限付株式）を交付する制度であります。

当社は、対象取締役に対し、報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役はその金銭報酬債権の全部を現物出資として給付して、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。本議案に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は、目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2,000万円以内といたします。また、各事業年度において発行又は処分される当社の普通株式の総数は年70,000株以内とします。但し、本議案が承認可決された日以降、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会において決定することといたします。

また、上記方法による当社の普通株式の発行又は自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限の期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 当社による無償取得

対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

また、当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が、法令、社内規則の重要な点に違反した場合、その他当社取締役会が定める事由に該当した場合には、本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が上記(2)に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間満了する前に上記(1)の地位を退任又は退職した場合には、当社は、役務提供期間に応じて按分計算を行い、未経過期間に対応する本割当株式の譲渡制限は解除せず、当該株式を当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、【本制度Ⅱ（譲渡制限付株式報酬制度）の内容】は、変更後の決定方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本制度Ⅱにより対象取締役に1年間に発行又は処分される株式総数（年間70,000株）の発行済株式総数（2026年3月31日現在）に占める割合は1%以下であり、希釈化率も軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

また、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度Ⅱが適用される取締役は4名となります。

<ご参考1>

変更後の決定方針の概要は、次のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（2026年6月25日改訂案）

1. 基本方針

当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は、監査等委員ではない個々の取締役・監査等委員である個々の取締役それぞれについて、報酬制度規程等として定めております。

会長並びに代表取締役、執行役員兼務取締役及びその他の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸、全社業績から算出する業績賞与、役位別に定める固定額の株式報酬を組み合わせて、年間報酬とします。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により定められた金額にて規程化し、運用しております。

2. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

固定額の基本年俸は、役位別に、その役割と職責の重さ及び該当年度の人事評価からなる基本年俸表が規程に定められており、毎年度、その役割と職責の重さに加え、該当年度の人事評価を個人別に行うことによって決定します。毎年の定時株主総会終了後の翌月より、12カ月間、定期同額報酬として支払います。

業績賞与は、支給決定手続きを行った事業年度の連結経常利益に対し、役位別に、規程に定めた乗率を掛けて決定します。株主総会において承認された報酬枠の範囲で、当該事業年度に係る定時株主総会終了後1か月以内を目途に一括支給します。

3. 非金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社は、取締役に対して、中長期的な業績向上および企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとし、株主との価値共有を図ることを目的として、株式報酬を支給します。株式報酬は、譲渡制限付株式とします。

譲渡制限付株式は、基本年俸と同様に、役位別に、その役割と職責の重さ及び該当年度の人事評価からなる株式報酬表が規程に定められており、毎年度、その役割と職責の重さに加え、該当年度の人事評価を個人別に行うことによって決定します。規程に定められた株式報酬表により割当株式数を決定し、一定期間の譲渡制限を付した上で、株主総会において承認された報酬枠の範囲で、株主総会後の取締役会決議（株主総会后1週間以内が目安）を経て、株主総会終了後2か月以内を目途に付与します。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役会長CEOがその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の役割と職責の重さ及び支給決定手続きを行った事業年度の人事評価に応じた基本年俸、株式報酬の額の決定といたします。業績賞与は、第2項に記載の通り、支給決定手続きを行った事業年度の連結経常利益に対し、役員別に、規程に定めた乗率を掛けて決定します。

そして取締役会は、当該権限が代表取締役会長CEOによって適切に行使されるよう、任意の指名・報酬諮問委員会にその原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役会長CEOは、当該答申の内容に従って決定をしなければならないことといたします。

5. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

2020年3月27日付取締役会決議により、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会が、取締役会から諮問を受けて、会長並びに代表取締役、執行役員兼務取締役及びその他の取締役（監査等委員を除く）の報酬について審議し、答申を行い、取締役会で決定する体制としております。

<ご参考2>

【報酬改定のイメージ】

報酬区分	改定前				改定後			
	報酬名称	構成比率	対象		報酬名称	構成比率	対象	
			① 対象 取締役	② ①以外			① 対象 取締役	② ①以外
固定報酬	基本報酬	90%	●	●	基本報酬	70%	●	●
短期 インセンティブ	—	—	—	—	業績賞与	20%	●※	—
中長期 インセンティブ	役員退職慰労金	10%	●	●	譲渡制限付 株式報酬制度	10%	●	—

※対象取締役のうち、業績賞与 役員別乗率の対象ではない取締役は含まれません。

<ご参考3>

本定時株主総会において本議案をご承認いただいた場合には、当社の取締役を兼務していない執行役員に対しても本制度と同様の報酬制度を導入する予定です。

第4号議案

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は2026年5月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績賞与及び譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決されることを条件として再任予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役3名に対し、それぞれ本定時株主総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、従来の当社所定の役員退職慰労金の算定基準による相当額の範囲内で、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を行うことといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については当社取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

当社は、今般の役員報酬制度の見直しにあたって、2026年5月22日開催の取締役会において、本定時株主総会で本議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を2026年6月25日付で改訂することを決定しております。変更後の決定方針の概要は、第3号議案末尾の〈ご参考1〉に記載のとおりです。本議案は、変更後の決定方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために合理的な内容となっており、また本議案は指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しており、相当なものであると判断しております。

本議案については、監査等委員会において検討がなされ、指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏 名	略 歴
井上 善雄	1999年6月 当社取締役 2000年3月 当社常務取締役 2002年6月 当社代表取締役社長 2026年4月 当社代表取締役会長（現任）
井上 雄介	2017年6月 当社取締役常務執行役員 2022年4月 当社取締役専務執行役員 2026年4月 当社代表取締役社長（現任）
山口 正明	2014年6月 当社取締役常務執行役員 2018年4月 当社取締役 2020年10月 当社取締役常務執行役員 2021年4月 当社取締役専務執行役員（現任）
林 隆一	2017年6月 当社社外取締役 2019年6月 当社取締役 2020年4月 当社取締役常務執行役員 2023年4月 当社取締役専務執行役員 2024年4月 当社取締役（現任）
遠藤 仁	2020年6月 当社社外取締役（現任）

監査等委員である取締役

氏 名	略 歴
大室 のり子	2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員・監査等委員会委員長）（現任）
鮫島 正洋	2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
鈴木 健一郎	2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、トナー事業において、前年度から続くモノクロトナーの市況が低迷した一方で、機能性シート事業では、機能性不織布関連製品の販売が大きく伸長、電子材料事業においても、車載用光学フィルム製品及び半導体実装用テープの販売が増加しました。さらに、全社を挙げて取り組んできた価格転嫁の効果もあり、売上高は35,552百万円となり、前年に比べ1,120百万円の増収（前年は34,432百万円、対前年比3.3%増）となりました。

利益面では、開発費用の増加や新製品量産体制構築及びDX推進に伴う積極的な設備投資により、減価償却費や修繕費等が増加しましたが、増収及び製品構成の改善による粗利率の上昇がこれらを吸収しました。また、人件費の増加や各種原材料の価格上昇に対しても、引き続き価格転嫁を進めた結果、営業利益は1,618百万円となり、前年に比べ335百万円の増益（同1,282百万円、同比26.2%増）となりました。経常利益についても、1,853百万円と前年に比べ286百万円の増益（同1,566百万円、同比18.3%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、製造設備の減損損失や老朽化施設の解体に伴う固定資産除却損を計上したものの、経常利益が増加したことから945百万円となり、前年に比べ195百万円の増益（同749百万円、同比26.1%増）となりました。

なお、2025年8月に、資本効率の向上及び機動的な資本政策の実施を目的として自己株式（193百万円）を取得しております。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

トナー事業

売上高
11,513百万円
(前連結会計年度比7.3%減)

(トナー事業)

トナー事業においては、前年度から続くモノクロ製品の市況低迷による影響により、上期を中心に受注減少が続きました。

利益面では、市場環境の想定以上の悪化に加え、在庫調整に伴う生産量抑制の影響もあり減益となりました。

この結果、売上高は11,513百万円（同12,415百万円、同比7.3%減）となり、セグメント（営業）利益は453百万円（同849百万円の利益、同比46.6%減）となりました。

半導体・ディスプレイ関連事業

売上高
7,182百万円
(前連結会計年度比10.0%増)

(半導体・ディスプレイ関連事業)

半導体・ディスプレイ関連事業においては、車載用光学フィルム製品が好調だったことに加え、半導体実装用テープの販売が堅調を維持したほか、製品価格改定を進めたことなどにより増収となりました。

利益面では、新製品の立ち上げに伴う経営資源の投入は昨年を上回ったものの、競争力ある既存製品の売上増加に加え、価格転嫁の取組みにより前年を大きく上回る利益となりました。

この結果、売上高は7,182百万円（同6,530百万円、同比10.0%増）となり、セグメント（営業）利益は1,045百万円（同804百万円の利益、同比29.9%増）となりました。

機能性シート事業

売上高
12,283百万円
(前連結会計年度比9.6%増)

(機能性シート事業)

機能性シート事業においては、機能性不織布ユニットの特殊抄紙技術を活かした製品が大きく売上を伸ばしたほか、製品価格改定を進めたことなどにより増収となりました。

利益面では、価格転嫁の取組みに加え、機能性不織布ユニットの増収などにより、前年に比べ増益となりました。

この結果、売上高は12,283百万円（同11,209百万円、同比9.6%増）となり、セグメント（営業）利益は582百万円（同58百万円の利益、同比887.0%増）と大幅増益となりました。

セキュリティ メディア事業

売上高

4,236百万円

(前連結会計年度比6.3%増)

(セキュリティメディア事業)

セキュリティメディア事業においては、宣伝印刷物等の受注は減少したものの、コンビカードの販売が引き続き好調だったほか、通帳類等の重要印刷物が増加したことにより、売上高は4,236百万円（同3,987百万円、同比6.3%増）となりました。

利益面では、増収効果が大きく、セグメント（営業）利益は372百万円（同313百万円の利益、同比18.8%増）となりました。

新規開発事業

売上高

68百万円

(前連結会計年度比54.6%増)

(新規開発事業)

新規開発事業においては、iCas及びGREEN CHIP関連製品の開発と販売を進めており、半導体製造装置向け新製品やセルロースマイクロファイバー混合樹脂等の上市に向け専心しております。

売上高は68百万円（同44百万円、同比54.6%増）となり、セグメント（営業）損失は941百万円（同820百万円の損失）となりました。

事業区別	売上高		セグメント利益
トナー事業	11,513百万円	32.4%	453百万円
半導体・ディスプレイ関連事業	7,182	20.2	1,045
機能性シート事業	12,283	34.6	582
セキュリティメディア事業	4,236	11.9	372
新規開発事業	68	0.2	△941
その他の事業	267	0.7	102
計	35,552	100.0	1,615
消去又は全社	—	—	2
連結	35,552	100.0	1,618

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3,536百万円となりました。

- ①当連結会計年度に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社グループの流動性リスクに備えるため、取引銀行5行による総額4,000百万円のシンジケーション方式のコミットメントラインを設定しています。

4. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

当社グループは、急速に変化する経営環境のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、2027年3月期を初年度とする第9次中期経営計画を策定しました。本計画は、第8次中期経営計画で進めてきた事業ポートフォリオ転換および構造改革に伴う収益基盤の強化を踏まえ、次期成長フェーズである第10次中期経営計画の本格的な事業成長に向けた準備段階となる3か年の計画と位置付けています。

当社グループは、再定義した経営理念のもと、顧客満足と社会的価値の両立を図る価値創造経営を推進するとともに、事業活動を通じて得られた成果を成長投資や社会への還元につなげることで、「持続可能な企業価値の向上」を目指しています。その実現に向け、以下の対処すべき課題に重点的に取り組んでまいります。

- ①製紙・塗工紙事業における構造改革を完遂し、安定的かつ強固な収益基盤を確立する
- ②フレキシブル面状ヒーターやグリーンチップCMFをはじめとする新製品について、課題解決型の技術開発により確実に立ち上げる
- ③独自の発想を生かした複合化技術の開発や、それらの新分野・新市場への展開を進めるとともに、知的財産を戦略的に確保する
- ④海外市場を含む新規市場の開拓および事業部間連携による横断的な事業展開を強化する
- ⑤パートナー企業との協業を通じて、単独では実現できない付加価値創出を進める
- ⑥DXおよびAIの活用により、業務の見える化と生産性向上を推進し、筋肉質な経営体制を構築する
- ⑦多様な人財一人ひとりの強みを生かす人財戦略を強化し、挑戦と協働を促す企業文化を醸成する

⑧事業拡大に伴うリスク低減を図り、社会から信頼される企業基盤を確立する

これらの課題への対応にあたっては、事業成長に資する設備投資や研究開発投資を優先しつつ、資産圧縮による資本効率化を進めながら、財務健全性の確保と株主還元とのバランスを意識した資本配分を行い、将来の成長に向けた投資余力の確保に努めてまいります。

また、事業の多角化および海外拠点の拡大を見据え、グループ全体のガバナンス、内部統制およびリスクマネジメント体制の強化を進め、将来の成長を支える経営基盤の整備に継続して取り組んでまいります。

6. 財産及び損益の状況の推移

区分	第164期 (2023年3月期)	第165期 (2024年3月期)	第166期 (2025年3月期)	第167期 (2026年3月期)
売上高 (百万円)	34,170	33,692	34,432	35,552
経常利益 (百万円)	2,151	1,643	1,566	1,853
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,451	594	749	945
1株当たり当期純利益 (円)	135.11	57.28	73.05	95.40
総資産 (百万円)	42,948	45,713	46,087	50,941

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

7. 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	事業区分	主要な事業内容
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	7百万米ドル	100.0%	トナー事業	複合機・プリンター用トナーの販売
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	180千ユーロ	100.0%	トナー事業	複合機・プリンター用トナーの販売
TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.	17百万香港ドル	73.8%	トナー事業	複合機・プリンター用トナーの販売
巴川（広州）国際貿易有限公司	2百万人民币	73.8% [73.8%]	トナー事業	複合機・プリンター用トナーの販売
巴川影像科技（惠州）有限公司	74百万人民币	73.0% [73.0%]	トナー事業	複合機・プリンター用トナーの製造及び販売
日彩影像科技（九江）有限公司	31百万人民币	73.0% [73.0%]	トナー事業	複合機・プリンター用トナーの製造及び販売
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD.	122百万ルピー	60.0%	機能性シート事業	紙の製造及び販売
巴川物流サービス(株)	22百万円	100.0%	その他の事業	運送及び物流管理
新巴川加工(株)	10百万円	100.0%	トナー事業 半導体・ディスプレイ関連事業 機能性シート事業	製紙、機能性シート、半導体・ディスプレイ関連製品、トナー等の加工・包装
三和紙工(株)	51百万円	100.0% [4.8%]	機能性シート事業	各種梱包資材等の製造及び販売
(株)NichiRica	100百万円	100.0%	機能性シート事業	粘接着製品の加工及び販売
昌栄印刷(株)	100百万円	47.9% [12.5%]	セキュリティメディア事業	有価証券・カード・帳票・磁気記録関連製品等の製造・加工・販売及び情報処理関連事業

(注) 出資比率の[]内の数値は間接出資比率であり、内数で示したものです。

8. 主要な事業内容

当社グループは、抄く・塗る・貼る・砕くの技術を活かし、「トナー事業」「半導体・ディスプレイ関連事業」「機能性シート事業」「セキュリティメディア事業」の4つの事業セグメントをメインに様々な事業領域で活躍をしています。また、より良い未来の実現に向けて新しいビジネス価値を創造するため、「新規開発事業」の事業セグメントを設けています。セグメントごとの主要製品・サービスは、次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

セグメント	サブセグメント	主要製品・サービス
トナー事業	トナー	複合機・プリンター用トナー
半導体・ディスプレイ関連事業	半導体実装用テープ	QFPリードフレーム固定テープ、TABテープ、QFNテープ、その他接着シート
	半導体関連部品	静電チャック、高性能ヒートシンク、フレキシブル面状ヒーター、その他半導体製造装置用モジュール、気密封止部品、光部品関連製品
	光学フィルム	FPD用光学フィルム、粘着フィルム、クリーン塗工・塗布受託
機能性シート事業	ガムテープ	紙ベースの再湿糊塗布製品、ガムテープ、DM用紙、自着テープ
	機能性不織布	セラミック繊維シート、銅繊維シート、ステンレス繊維シート、炭素繊維シート、フッ素繊維シート、機能性粉体担持シート、コンバージョンシート、CMF（セルロースマイクロファイバー混合樹脂）、プリンター用紙
	塗工紙	磁気媒体
	製紙	木材パルプ由来の洋紙、電気絶縁紙、通帳用紙、滅菌袋用紙、含浸基紙
	紙加工	米麦・セメント・塩用クラフト重袋、2種ランニングコンテナ
セキュリティメディア事業	セキュリティメディア	有価証券、カード、情報処理
新規開発事業	新規開発	熱・電気・電磁波コントロール材料及び関連新製品（iCasブランド関連新製品）、環境配慮型新製品（GREEN CHIPブランド関連新製品）
その他の事業		物流サービス：運送、保管等
		分析サービス：熱分析、電気物性評価、電磁波測定、形態観察、化学物構造解析等
		不動産賃貸

9. 主要な営業所及び工場

(2026年3月31日現在)

名称	所在地
当社本社	東京都中央区
当社静岡事業所	静岡県静岡市駿河区
当社清水事業所	静岡県静岡市清水区
当社東北営業所	宮城県仙台市太白区
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	Arlington Heights, Illinois U.S.A.
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	Amstelveen, Netherlands
TOMOEGAWA HONG KONG CO.,LTD.	香港九龍市
巴川（広州）国際貿易有限公司	中国広東省広州市
巴川코리아株式会社	韓国富川市
台湾巴川股份有限公司	台湾高雄市
巴川影像科技（惠州）有限公司	中国広東省惠州市
日彩影像科技（九江）有限公司	中国江西省九江市
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. 本社	Hyderabad, Telangana, India
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. 工場	Medak District, Telangana, India
三和紙工(株) 岡山事業所	岡山県岡山市
三和紙工(株) 鹿島事業所	茨城県潮来市
(株)NichiRica 草薙工場	静岡県静岡市清水区
昌栄印刷(株) 本社	大阪府大阪市生野区
昌栄印刷(株) 大阪工場	大阪府大阪市生野区
昌栄印刷(株) 川崎工場	神奈川県川崎市宮前区

10. 従業員の状況

(2026年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前期比増減
トナー事業	424	9名減
半導体・ディスプレイ関連事業	239	10名増
機能性シート事業	364	19名増
セキュリティメディア事業	120	2名減
新規開発事業	69	10名増
その他の事業	46	2名増
全社 (共通)	84	4名増
合計	1,346	34名増

11. 主要な借入先

(2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)三菱UFJ銀行	2,905
(株)三井住友銀行	2,719

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、特種東海製紙株式会社に当社の機能性シート事業・製紙ユニットにおける製紙関連製品の一部（滅菌紙、通帳用紙、カード用紙、為替用紙、含浸紙）に関する営業権等及び棚卸資産を譲渡することについて決議を行い、同日付で営業権等及び棚卸資産譲渡に関する契約を締結しました。

当社は、2026年1月23日開催の取締役会において、特種東海製紙株式会社と絶縁紙に係る製造・販売ノウハウのライセンス契約を締結すること及び関連する棚卸資産を譲渡することについて決議を行い、同日付でライセンス及び棚卸資産譲渡に関する契約を締結しました。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,806,207株 (自己株式583,199株を除く)
3. 株主数 3,845名
4. 大株主

(2026年3月31日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
TOPPANホールディングス(株)	1,139	11.6
栄紙業(株)	700	7.1
(株)井上ホールディングス	631	6.4
巴川コーポレーション取引先持株会	561	5.7
鈴与(株)	498	5.0
三井化学(株)	487	4.9
東紙業(株)	463	4.7
三弘(株)	448	4.5
東栄不動産(株)	295	3.0
水野 優士	222	2.2

(注) 1. 当社は、自己株式を583,199株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注) 2. 持株比率は、自己株式 (583,199株) を控除して計算しております。

(注) 3. (株)井上ホールディングスは、当社代表取締役会長井上善雄氏が代表取締役を務める資産管理会社であります。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年8月8日開催の取締役会決議に基づき、資本効率の向上及び機動的な資本政策の実施を目的として、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

①取得した株式の種類	普通株式
②取得した株式の総数	275,900株
③取得価額の総額	193,405,900円
④取得日	2025年8月12日
⑤取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	井上善雄	CEO TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Director 昌栄印刷株式会社取締役会長 学校法人城北学園理事長
取締役	山口正明	専務執行役員CFO経営戦略本部長兼TOPPAN・TOMOEGAWAオプティカルフィルム株式会社管掌
取締役	井上雄介	専務執行役員CTOI Casカンパニー長兼技術本部管掌 三和紙工株式会社取締役会長 株式会社NichiRica取締役会長
取締役	林隆一	社長補佐兼業務本部管掌 国立大学法人広島大学特命教授
取締役	遠藤仁	TOPPANホールディングス株式会社常務執行役員技術戦略室長兼事業開発本部長兼知的財産本部担当 TOPPAN株式会社常務執行役員技術戦略室長兼事業開発本部長兼知的財産本部担当
取締役 (常勤監査等委員)	大室のり子	監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	鮫島正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー 弁護士・弁理士
取締役 (監査等委員)	鈴木健一郎	鈴与株式会社代表取締役社長 エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長 鈴与ホールディングス株式会社代表取締役会長 鈴与グループファイナンス株式会社代表取締役会長 鈴与マネジメントサービス株式会社代表取締役会長 株式会社エスパルス代表取締役会長 株式会社鈴与総合研究所代表取締役社長 清水食品株式会社代表取締役会長 鈴与興産株式会社代表取締役 鈴与システムテクノロジー株式会社代表取締役会長 リファーステムジャパン株式会社代表取締役 東西運輸株式会社代表取締役 鈴与カーゴネット株式会社代表取締役会長 清水埠頭株式会社代表取締役社長 駿河湾曳船株式会社代表取締役 鈴与商事株式会社取締役

(注) 1. 取締役遠藤仁氏並びに取締役（監査等委員）鮫島正洋氏及び鈴木健一郎氏は、社外取締役であり、3氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 取締役（常勤監査等委員・監査等委員会委員長）大室のり子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役大室のり子氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議への出席、日常的な情報収集、内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 当事業年度中の異動
退任 2025年6月26日開催の第166回定時株主総会終結の時をもって、古谷治正氏は取締役を退任いたしました。
5. 代表取締役社長井上善雄氏は、
(1) 2025年6月26日付で、日本山村硝子株式会社社外取締役を退任いたしました。
(2) 2026年3月31日付で、TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Directorを退任いたしました。
6. 取締役山口正明氏は、2026年4月1日付で、TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Directorに就任いたしました。
7. 取締役遠藤仁氏は、
(1) 2026年4月1日付で、TOPPANホールディングス株式会社常務執行役員事業開発本部担当に就任いたしました。
(2) 2026年4月1日付で、TOPPAN株式会社常務執行役員事業開発本部担当に就任いたしました。
8. 2026年4月1日付で、
(1) 代表取締役社長井上善雄氏が代表取締役会長に、取締役井上雄介氏が代表取締役社長に、それぞれ就任いたしました。
(2) 取締役社長井上雄介氏は、担当がCOO兼CTOに変更となりました。
(3) 取締役山口正明氏は、担当が取締役専務執行役員CFO経営管理本部長兼経営企画本部管掌兼TOPPAN・TOMOEGAWAオプティカルフィルム株式会社管掌に変更となりました。
(4) 取締役林隆一氏は、担当が取締役社長補佐兼業務本部管掌兼技術本部管掌に変更となりました。

<ご参考>前記以外の当社執行役員は次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当
上席執行役員	川 島 浩 志	新巴川加工株式会社代表取締役兼業務本部製造担当
執行役員	中 本 亘	iCasカンパニー副カンパニー長兼企画室長
執行役員	黒 越 努	iCasカンパニー電子材料事業部長
執行役員	森 本 純	パウダーテクノロジーカンパニー長
執行役員	増 倉 大 介	人事統括室長
執行役員	土 師 圭一朗	iCasカンパニーファイバーマテリアル事業部長
執行役員	小 林 恒 洋	業務本部長兼巴川物流サービス株式会社代表取締役

(注) 2026年4月1日付で、

- (1) 執行役員黒越努氏は、任期満了により執行役員を退任いたしました。
- (2) 執行役員森本純氏は、任期満了により執行役員を退任いたしました。
- (3) 執行役員中本亘氏は、担当が経営企画本部長に変更となりました。
- (4) 執行役員土師圭一朗氏は、担当が電子材料事業部長兼電子材料ユニット長に変更となりました。
- (5) 執行役員小林恒洋氏は、担当がパウダーテクノロジー事業部長に変更となりました。
- (6) 村上正房氏（技術本部長）が新たに執行役員に就任いたしました。

2. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2024年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は、監査等委員以外の個々の取締役・監査等委員である個々の取締役それぞれについて、報酬制度規程、退職慰労金規程等として、定めております。

会長並びに代表取締役、執行役員兼務取締役及びその他の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸により定められています。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により定められた金額にて規程化し、運用しております。

2. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

固定額の基本年俸は、役位別に、その役割と職責の重さ及び前年度の人事評価からなる基本年俸表が規程に定められており、毎年度、その役割と職責の重さに加え、前年度の人事評価を個人別に行うことによって決定します。なお、前年度の人事評価に当たっては、前期の会社業績と今後の会社業績への期待を考慮します。

会長並びに代表取締役及び執行役員兼務取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価、キャッシュ・フロー、担当事業の利益の変化を加味して決定しております。その他の取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価とキャッシュ・フローの変化を加味して決定しております。

基本年俸については、毎年の定時株主総会終了後の翌月より、12カ月間、定期同額報酬として支払います。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長CEOがその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の役割と職責の重さ及び前年度の人事評価に応じた基本年俸の額の決定といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長CEOによって適切に行使されるよう、任意の指名・報酬諮問委員会にその原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長CEOは、当該答申の内容に従って決定をしなければならないことといたします。

4. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

2020年3月27日付取締役会決議により、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会が、取締役会から諮問を受けて、会長並びに代表取締役、執行役員兼務取締役及び常勤取締役の報酬について審議し、答申を行い、取締役会で決定する体制としております。

なお、2026年4月24日開催の取締役会の決議により、2026年4月1日付で内容を一部改訂しており、改訂後の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は、監査等委員以外の個々の取締役・監査等委員である個々の取締役それぞれについて、報酬制度規程、退職慰労金規程等として、定めております。

会長並びに代表取締役、執行役員兼務取締役及びその他の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸により定められています。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により定められた金額にて規程化し、運用しております。

2. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

固定額の基本年俸は、役位別に、その役割と職責の重さ及び前年度の人事評価からなる基本年俸表が規程に定められており、毎年度、その役割と職責の重さに加え、前年度の人事評価を個人別に行うことによって決定します。なお、前年度の人事評価に当たっては、前期の会社業績と今後の会社業績への期待を考慮します。

会長並びに代表取締役及び執行役員兼務取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価、キャッシュ・フロー、担当事業の利益の変化を加味して決定しております。その他の取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価とキャッシュ・フローの変化を加味して決定しております。

基本年俸については、毎年の定時株主総会終了後の翌月より、12カ月間、定期同額報酬として支払います。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役会長CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の役割と職責の重さ及び前年度の人事評価に応じた基本年俸の額の決定といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役会長CEOによって適切に行使されるよう、任意の指

名・報酬諮問委員会にその原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役会長CEOは、当該答申の内容に従って決定をしなければならないことといたします。

4. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

2020年3月27日付取締役会決議により、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会が、取締役会から諮問を受けて、会長並びに代表取締役、執行役員兼務取締役及び常勤取締役の報酬について審議し、答申を行い、取締役会で決定する体制としております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	6名	115百万円	97百万円	－	－	18百万円	※注1.2.3. 4.5.
取締役 (監査等委員)	3名	28百万円	25百万円	－	－	3百万円	※注1.2.
計	－	144百万円	122百万円	－	－	21百万円	

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第165回定時株主総会において、年額240百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第157回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
2. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
3. 2025年6月26日開催の第166回定時株主総会で決議された退職慰労金を、退任取締役に対し、退職慰労金規程に基づき支払っております。上表記載の退職慰労金の額18百万円には、当該支払額のうち功績加算額4百万円を含んでおります。
4. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は、取締役報酬とは別枠であり、支給総額は8百万円であります。
5. 取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長CEO井上善雄氏がその具体的内容について委任をうけました。その権限の内容は、各取締役の役割と職責の重さ及び前年度の人事評価に応じた基本年俸の額の決定といたしました。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や職責の評価及び前年度の人事評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長CEO井上善雄氏によって適切に行使されるよう、任意の指名・報酬諮問委員会にその原案を諮問し答申を得、上記の委任をうけた代表取締役社長CEO井上善雄氏は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（常勤監査等委員・監査等委員会委員長）大室のり子氏及び当社の社外役員全員との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員他であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしており、また、填補する額について限度額を設けております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役遠藤仁氏は、TOPPANホールディングス株式会社及び同社の子会社であるTOPPAN株式会社の常務執行役員技術戦略室長兼事業開発本部長兼知的財産本部担当を兼務しております。TOPPANホールディングス株式会社は当社の普通株式1,139,400株（11.6%）を保有する主要株主であり、当社はTOPPANホールディングス株式会社及びTOPPAN株式会社への製品の販売等の取引を行っております。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナー弁護士・弁理士を兼務しております。当社と同所との間では、当社の知的財産戦略に係る法的助言及び当社技術に関連する特許出願に関する法律事務委託取引等を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の普通株式498,800株（5.0%）を保有する株主であり、当社は同社への物流委託取引等を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、株式会社エスパルスの代表取締役会長を兼務しております。当社と同社の間では、当社広告の同社が管理するスタジアム内への掲出及び掲出に係る業務委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、清水埠頭株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社への産業廃棄物の処理委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与商事株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間では当社製品の販売取引及び同社製品の仕入取引等を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、エスエスケイフーズ株式会社の代表取締役会長、鈴与ホールディングス株式会社の代表取締役会長、鈴与グループファイナンス株式会社の代表取締役会長、鈴与マネジメントサービス株式会社の代表取締役会長、株式会社鈴与総合研究所の代表取締役社長、清水食品株式会社の代表取締役会長、鈴与興産株式会社の代表取締役、鈴与システムテクノロジー株式会社の代表取締役会長、リファーステムジャパン株式会社の代表取締役、東西運輸株式会社の代表取締役、鈴与カーゴネット株式会社の代表取締役会長及び駿河湾曳船株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と同12社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会及び監査等委員会への出席及び発言の状況

取締役遠藤仁氏は、取締役会全13回中11回（84％）出席し、エレクトロニクス事業も手掛ける大手印刷会社において事業戦略や事業開発等の重職を歴任した経験を活かし、主に事業戦略や事業開発等に関して意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、取締役会全13回中全回出席し、弁理士、弁護士としての専門的見地から、主に当社の知財戦略に関して意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全19回中18回（94％）出席し、主に法的側面から取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、取締役会全13回中12回（92％）出席し、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役に歴任して得られた経営経験を活かし、多角的視点から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全19回中18回（94％）出席し、取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役遠藤仁氏は、特に事業戦略や事業開発等について取締役の職務執行に対する監督及び有益な助言等を行っており、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏及び鈴木健一郎氏は、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員を務めており、当事業年度において開催された同委員会全4回中、取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は全回、取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は3回（75%）出席しております。両氏は、同委員会での審議を通じて当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与し、同委員会が取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金
社外役員	3名	16百万円	13百万円	－	－	2百万円

- (注) 1. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
2. 社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等はありません。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円
②	上記①のうち、当社が支払うべき額	66百万円
③	上記②のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	66百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析・評価し、取締役、経理部門及び会計監査人からの資料や報告を受け、新事業年度の監査計画及び監査時間・配員計画・報酬単価の適切性並びに報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切と判断し、会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

5. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するとき、あるいは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

これに加え、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性や総合的な監査能力等を毎年評価、検証し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の不再任を株主総会の目的とすることといたします。

VI 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期的視点に立って着実に株主価値を向上させることを目標としており、株主に対する適正な利益還元を経営の最重要課題として位置づけ、配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本方針としつつ、連結及び単体業績水準と、内部留保の確保や財務体質の強化等を総合的に勘案して、機動的に決定してまいります。

なお、当期におきましては、期末配当金として1株あたり15円とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第167期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	22,723
現金及び預金	5,104
受取手形	30
電子記録債権	1,332
売掛金	5,543
製品	6,736
仕掛品	64
原材料及び貯蔵品	2,533
その他	1,513
貸倒引当金	△135
固定資産	28,218
有形固定資産	18,193
建物及び構築物	5,173
機械装置及び運搬具	4,630
土地	5,595
リース資産	332
建設仮勘定	1,073
植林木	630
その他	758
無形固定資産	848
ソフトウェア	830
その他	17
投資その他の資産	9,176
投資有価証券	7,323
繰延税金資産	151
退職給付に係る資産	1,457
その他	245
貸倒引当金	△0
資産合計	50,941

科目	第167期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	20,973
支払手形及び買掛金	4,978
短期借入金	7,174
1年内返済予定の長期借入金	3,985
未払法人税等	212
賞与引当金	576
その他	4,045
固定負債	7,474
長期借入金	3,792
リース債務	187
繰延税金負債	1,976
退職給付に係る負債	972
役員退職慰労引当金	356
その他	189
負債合計	28,447
純資産の部	
株主資本	12,867
資本金	2,122
資本剰余金	1,209
利益剰余金	9,973
自己株式	△438
その他の包括利益累計額	4,806
その他有価証券評価差額金	1,123
為替換算調整勘定	1,440
退職給付に係る調整累計額	2,242
非支配株主持分	4,820
純資産合計	22,494
負債純資産合計	50,941

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第167期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	35,552
売上原価	27,160
売上総利益	8,392
販売費及び一般管理費	6,773
営業利益	1,618
営業外収益	620
受取利息	8
受取配当金	127
受取補償金	96
為替差益	27
持分法による投資利益	182
その他	178
営業外費用	385
支払利息	278
金融手数料	25
その他	81
経常利益	1,853
特別利益	21
固定資産売却益	9
投資有価証券売却益	12
特別損失	396
固定資産除却損	123
減損損失	270
その他	2
税金等調整前当期純利益	1,478
法人税、住民税及び事業税	374
法人税等調整額	△83
法人税等合計	291
当期純利益	1,187
非支配株主に帰属する当期純利益	242
親会社株主に帰属する当期純利益	945

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第167期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	13,302
現金及び預金	1,314
受取手形	14
電子記録債権	1,086
売掛金	4,175
製品	3,735
原材料及び貯蔵品	1,378
前払費用	162
未収入金	381
関係会社短期貸付金	317
その他	735
貸倒引当金	△0
固定資産	16,363
有形固定資産	9,854
建物	3,399
構築物	223
機械及び装置	2,338
車両運搬具	21
工具、器具及び備品	558
土地	1,540
リース資産	208
建設仮勘定	933
植林木	630
無形固定資産	758
ソフトウェア	743
その他	15
投資その他の資産	5,750
投資有価証券	1,914
関係会社株式	3,556
関係会社長期貸付金	155
その他	124
貸倒引当金	△0
資産合計	29,666

科目	第167期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	18,025
買掛金	3,518
短期借入金	7,258
1年内返済予定の長期借入金	3,505
リース債務	97
未払金	1,386
未払費用	1,818
未払法人税等	47
預り金	33
賞与引当金	276
その他	82
固定負債	5,302
長期借入金	3,073
リース債務	128
繰延税金負債	336
退職給付引当金	1,276
役員退職慰労引当金	286
その他	201
負債合計	23,328
純資産の部	
株主資本	5,542
資本金	2,122
資本剰余金	622
資本準備金	531
その他資本剰余金	91
利益剰余金	3,235
その他利益剰余金	3,235
固定資産圧縮積立金	309
別途積立金	3,146
繰越利益剰余金	△221
自己株式	△438
評価・換算差額等	795
その他有価証券評価差額金	795
純資産合計	6,337
負債純資産合計	29,666

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第167期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	21,320
売上原価	16,438
売上総利益	4,881
販売費及び一般管理費	4,565
営業利益	316
営業外収益	942
受取利息	6
受取配当金	650
為替差益	92
その他	192
営業外費用	286
支払利息	230
その他	56
経常利益	972
特別利益	2
固定資産売却益	2
特別損失	322
固定資産除却損	115
減損損失	204
その他	1
税引前当期純利益	653
法人税、住民税及び事業税	△34
法人税等調整額	33
法人税等合計	△1
当期純利益	655

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社巴川コーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇田川 顕 悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴川コーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社巴川コーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇田川 顕 悟

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社巴川コーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第167期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第167期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社巴川コーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 **大室のり子** ㊞

監査等委員 **鮫島正洋** ㊞

監査等委員 **鈴木健一郎** ㊞

(注) 監査等委員鮫島正洋及び鈴木健一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(ご参考)

1. 包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	第167期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
当期純利益	1,187
その他の包括利益	2,143
包括利益	3,330

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	第167期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,339
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,734
財務活動によるキャッシュ・フロー	473
現金及び現金同等物に係る換算差額	117
現金及び現金同等物の増加額	195
現金及び現金同等物の期首残高	4,853
現金及び現金同等物の期末残高	5,048

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

定時株主総会会場ご案内図

会場

京橋トラストタワー 4F トラストシティ カンファレンス・京橋
 東京都中央区京橋二丁目1番3号 TEL (03) 3516-9600

交通

東京メトロ 銀座線 京橋駅
 東京メトロ 銀座線・東西線/都営浅草線 日本橋駅
 東京メトロ 有楽町線 銀座一丁目駅
 J R 東京駅
 都営浅草線 宝町駅

7番出口より徒歩1分
 B3出口より徒歩5分
 7番出口より徒歩5分
 八重洲南口より徒歩4分
 A5出口より徒歩4分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。